

メニュー拡大しました！

令和7年度多摩市住宅用重点対策加速化事業補助金のご案内

【申請受付期間】

令和7年4月14日(月) → 令和8年1月30日(金) 郵送の場合は1月30日(金)必着

先着順 ※申請については、「契約前」となります。

【補助対象機器及び補助金額】

必ず契約前の申請が必要
になります！

自家消費型太陽光発電システム

太陽光:3万円/kw※上限なし

蓄電池:3/4(上限20万円)

ソーラーカーポート

補助金額:1/3

上限金額100万円

断熱改修

対象:窓、ガラス、床、天井、壁、玄関ドア

戸建住宅:1/3(上限100万円)

※玄関ドア改修5万円を含む

集合住宅(個別):1/3(上限19万3千円)

※玄関ドア改修しない場合14万9千円

市内事業者利用で5kw以上太陽光を付けた場合、お得に導入できる可能性があります！

例)7kwつけた場合(支払いが約200万円)

東京都

7kw×12万円=84万円

多摩市

7kw×3万円=21万円

合計105万円補助金がもらえる可能性も！

※補助経費の内容によって金額が異なります。

【申請の流れ】

申請

審査
(交付決定)

契約・工事

実績報告兼
請求

審査
(額確定)

口座へ入金

※申請受付期間前に契約・工事を行った場合は、補助対象になりませんのでご注意ください。

※工事完了後に実績報告兼請求を行っていただく必要があります。実績報告兼請求の期限は、

①工事完了30日以内あるいは②令和8年2月27日いずれか早い方となります。期日を過ぎてしまうと補助金の交付を行うことができなくなりますので、ご注意ください。

※審査には、1～2か月ほど時間をいただくことがあります。余裕をもってご申請をお願いします。

【共通交付要件】

- ① 申請日において多摩市内に住所を有し、主に居住する個人。
- ② 申請日までに到達する直近の納期限を除く市税を滞納していないこと。
- ③ 市や国から他の補助金の交付を受けていないこと(例外あり)。
- ④ 市から同種の補助金を同時あるいは過去に受けていないこと。
- ⑤ 国が定める地域脱炭素移行・再エネ交付金の交付対象事業となる事業の交付要件を満たしていること。

【注意事項】

・自家消費型太陽光発電システム

・ソーラーカーポート

- ・国の補助金との併用は原則できません。ただし、蓄電池は国との併用は可能です。
- ・自家消費率の確認のために設置から1年間経過したタイミングで年間の①発電量②消費電力を報告していただきます。また、5年間はデータを保管していただきます。
- ・FIT や FIP 制度の利用はできません。
- ・自家消費率が30%以上であること

(自家消費型太陽光発電システムのみ)

- ・市内事業者を利用して設置をしていただく必要があります。
- ・太陽電池と蓄電池同時設置した方が対象となります。

(ソーラーカーポートのみ)

- ・場合によっては、建築確認書類等を出していただくことがあります。

断熱改修

- ・窓を改修対象に含める場合、多摩市の別の同種の補助金(多摩市住宅用創エネルギー・省エネルギー機器等導入補助金)と併用ができる場合があります。詳しくは、環境政策課までにお問合せください。
- ・エネルギー計算結果早見表に定める最低改修率を満たす必要があります。また、改修する部位の数によって改修率が異なります。必ずご案内の「エネルギー計算結果早見表」をご確認ください。

【お問合せ・お申込み先】

多摩市役所 環境部 環境政策課
多摩市関戸六丁目12番地1(東庁舎1階)
TEL 042-338-6831(直通)
FAX 042-338-6857



多摩市公式 HP

お気軽にご相談ください!

